

**情報セキュリティ (ISEC) 研究専門委員会における IWSEC Best Paper Award、
IWSEC Best Student Paper Award、IWSEC Best Poster Award の選奨規程**

情報セキュリティ(ISEC) 研究専門委員会

平成22年3月26日制定

平成31年3月22日改定

令和 7年7月10日改定

情報セキュリティ (ISEC) 研究専門委員会における「IWSEC Best Paper Award、IWSEC Best Student Paper Award、IWSEC Best Poster Award」の選定は、本規程によって行う。

- (1) 電子情報通信学会定款第4条ホ号及びヘ号に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、業績ある者の表彰または奨励を行う。
- (2) 本賞は、「IWSEC Best Paper Award」、「IWSEC Best Student Paper Award」、「IWSEC Best Poster Award」と称する。
- (3) 上記賞を選定するため、IWSEC 実行委員会に IWSEC Best Paper Award 選奨委員会を設置する。
- (4) 選奨委員会は、プログラム委員長を含むプログラム委員若干名から成る。
- (5) 「IWSEC Best Paper Award」、「IWSEC Best Student Paper Award」選定は査読者の判定をもとに選奨委員会が受賞論文を選出する。受賞者は著者全員とする。
- (6) 「IWSEC Best Poster Award」は参加者による投票をもとに選奨委員会が受賞ポスターを選出する。受賞者は著者全員とする。
- (7) 「IWSEC Best Paper Award」の受賞候補は、IWSEC において発表を行った講演の1件程度とする。
「IWSEC Best Student Paper Award」の受賞候補は、投稿時に学生の身分であり、IWSEC において発表を行った講演の1件程度とする。両賞とも、複数トラックがある場合はそれぞれのトラックごとに選出を行う。
- (8) 「IWSEC Best Poster Award」の受賞候補は、IWSEC においてポスター発表を行った3件程度とする。
- (9) 「IWSEC Best Paper Award」、「IWSEC Best Student Paper Award」、「IWSEC Best Poster Award」は、賞状または記念品、またはその両方とする。「記念品」は、受賞1件につき、10,000 円未満とする。

付則 本規程の改訂は、ISEC 研究専門委員会の承認を得るものとする。

本規程は、ISEC 研究専門委員会の Web で公開する。